

当センターでは、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため下記項目について取り組みを行っておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 医師の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

○医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

- ・看護職員による初診時の予診の実施
- ・看護職員による病棟での静脈採血等の実施
- ・他職種による入院の説明の実施
- ・他職種による検査手順の説明
- ・病棟薬剤師による服薬指導

○医師の勤務体制に係る取り組み

- ・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・交替勤務制・複数主治医制の実施
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

○院内保育園（病児・夜間・臨時含む）の設置

○看護職員と他職種との業務分担（薬剤師・リハビリ職種・臨床検査技師・臨床工学技士・栄養士・公認心理師）

○看護補助者の夜間配置

○短時間正規雇用の看護職員の活用

○多様な勤務形態の活用と休養を確保できる勤務体制の実施

○妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮